

# 投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則

平成16年 3月19日制定  
平成16年 7月16日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成20年 5月16日改正  
平成20年 9月19日改正  
平成24年 5月24日改正  
平成24年12月20日改正  
平成30年11月15日改正  
令和 2年 4月17日改正

## (目的)

第1条 この規則は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社（以下「委託会社」という。）及び同条第21項に規定する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）並びに同法第47条第1項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（以下「信託会社等」という。）が運用の指図又は運用を行う投資信託及び運用の委託を受けている投資法人（以下「投資信託等」という。）の資産並びにその他の事項に関し、本会に提出する報告書及びデータその他の報告事項並びに提出日を定めることを目的とする。

## (投資信託等の定期報告)

第2条 委託会社及び信託会社等は、投資信託等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第3条第1項に規定する投資信託及び投資法人（以下「不動産投信等」という。）を除く。）について、次に掲げる報告書及びデータ（以下「報告書等」という。）を毎月末現在で作成し、本会に提出するものとする。

- (1) 資産増減状況表
- (2) 元本状況表
- (3) 収益分配金及び信託報酬状況表
- (4) ファンド一覧表
- (5) 運用状況表
  - イ 総括表
  - ロ 余資明細表
  - ハ その他有価証券明細表（型別）
  - ニ 国内籍投資信託及び国内籍上場不動産投信の組入明細表
  - ホ 外貨建資産明細表（型別）
  - ヘ 外貨建資産明細表（通貨別）
  - ト その他有価証券明細表（外貨建型別）
- (6) 株式売買状況表（国内）
- (7) 株式売買状況表（通貨別）
- (8) 公社債売買状況表（国内）

- (9) 公社債売買状況表（外国）
- (10) 転換社債型新株予約権付社債売買状況表（国内）
- (11) 業種別明細表
- (12) ファンド概要
- (13) 公社債の種類別残高明細表
- (14) オプション取引状況表（国内）
- (15) オプション取引状況表（外国）
- (16) 先物取引状況表（国内）
- (17) 先物取引状況表（外国）
- (18) 業態別の設定額・解約額（月中）と純資産総額（月末）
- (19) 受益証券募集状況報告書（株投単位型・長期公社債投信）
- (20) 決算・償還予定ファンド
- (21) マザーファンド関連情報
- (22) 販売会社と手数料
- (23) その他細則で定める報告書等

2 前項各号に規定する報告書等の様式及び本会への提出日は、細則で定める。

\* 細則第2条

（交付目論見書のURL等の報告）

第2条の2 委託会社及び信託会社等は、投資信託について、自社のウェブサイトに掲載している交付目論見書のURL、又は交付目論見書PDFデータ、その他必要事項を本会に報告するものとし、当該報告の対象、報告事項及び提出日については、細則で定める。

\* 細則第2条の2

（不動産投信等の定期報告）

第3条 資産運用会社は、不動産投信等について、次に掲げる報告書等を作成し、本会に提出するものとする。なお、第2号に掲げる月末情報は毎月末現在で、第3号に掲げる決算・財務状況（第3号ハに掲げる組入不動産個別の状況は、期末保有状況に限る。）は決算期末現在で作成するものとする。

- (1) 不動産投信の固有情報
- (2) 不動産投信の月末情報
  - イ 資産増減状況
  - ロ 募集・売出し等状況
  - ハ 組入不動産全体の状況（保有状況）
  - ニ 資産の売買状況
- (3) 不動産投信の決算・財務状況
  - イ 財務状況
  - ロ 運用資産構成情報
  - ハ 組入不動産個別の状況（取得・売却及び期末保有状況）

2 前項に規定する報告書等の様式及び本会への提出日は、細則で定める。

\* 細則第3条

(細 則)

第4条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第5条 投資信託等に係る報告に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第6条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、理事会が別に定める日（平成22年2月18日）から実施する。

（実施日については、平成22年2月18日開催の理事会において決議された。）

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年11月15日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第13号、第20号、第21号を削除。号ずれの整理。

附 則

この改正は、令和2年4月17日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1項、第2号の2